

# いわき市公害防止条例施行規則

昭和47年3月31日  
いわき市規則第13号

改正 平成7年3月31日いわき市規則第28号 平成9年9月26日いわき市規則第47号抄  
令和3年8月12日いわき市規則第45号

（趣旨）

第1条 この規則は、いわき市公害防止条例（昭和46年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（公害防止施設管理責任者）

第2条 事業者は、条例第3条第1項第4号の規定による適正な管理を行なうため、公害防止施設管理責任者を選任しなければならない。

（市民健康診断）

第3条 市長は、公害の発生により、市民の健康に影響があると認めるときは、健康診断を実施し、保健指導を行なうものとする。

2 前項の健康診断の実施細目については、そのつど定める。

（公害防止計画に記載すべき事項等）

第4条 条例第8条第2項に規定する公害防止計画に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公害防止計画の概要
- (2) 公害防止施設等名
- (3) 現況
- (4) 対策内容
- (5) 効果
- (6) 工事費
- (7) 工期

2 公害防止計画は、正副2通作成し、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公害防止施設等の設置場所を示す工場の図面
- (2) 公害防止施設の構造図
- (3) 操業系統図及び処理工程図
- (4) 工事工程表
- (5) 工場の新設及び増設にあつては、事業計画書

（公害防止計画の提出）

第5条 公害防止計画の提出期限は、市長が命令を発した日の翌日から起算して、60日以内とする。

（承認の通知）

第6条 市長は、公害防止計画の提出があつたときは、提出のあつた日の翌日から起算して、30日以内に承認の通知をするものとする。ただし、その期間について市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知は、公害防止計画承認書（第1号様式）によるものとする。

（計画変更の命令）

第7条 条例第9条の規定による命令は、変更の内容及び理由を記載した文書によつてしなければならない。

（実施の命令）

第8条 条例第10条の規定による命令は、公害防止計画の内容及び期限を記載した文書によつてしなければならない。

（着工届）

第9条 条例第8条第1項の命令に基づき公害防止計画の承認を受けた者、条例第9条の規定による公害防止計画の変更を命ぜられた者又は条例第10条の規定による措置の実施を命ぜられた者は、当該公害防止計画に基づいて着工したときは、着工した日から7日以内に公害防止施設等着工届（第2号様式）によつてしなければならない。

（完了届）

第10条 条例第11条の規定による届出は、当該措置を完了した日から7日以内に公害防止施設等完了届（第3号様式）によつてしなければならない。

（住民への周知の方法）

第11条 条例第13条第1項の規定による周知は、拡声機等を使用して行なうものとする。

（事故発生報告）

第12条 条例第13条第2項の規定による報告は、直ちに電話その他の方法により状況を通報し、事故発生報告書（第4号様式）によつてしなければならない。

（復旧工事完了報告）

第13条 条例第13条第3項の規定による報告は、事故復旧工事完了報告書（第5号様式）によつてしなければならない。

（緊急時の措置要請）

第14条 条例第14条第1項の規定による要請基準は、別に定める。

（緊急時の措置報告）

第15条 条例第14条第2項及び第4項の規定による報告は、緊急時における措置報告書（第6号様式）によつてしなければならない。

（身分証明書）

第16条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（第7号様式）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日いわき市規則第28号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成9年9月26日いわき市規則第47号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。